

広報有識者会議規程

〔平成20年4月22日
歴博規第 67号〕
最近改正 令和元年6月5日

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館に、広報有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 会議は、本館の広報活動全般について、各界の有識者から助言を得、広報事業の展開拡充に資することを目的とする。

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 広告業界・報道界・旅行業界・文化界・財界・学界から館長が指名する者
- (2) 館長
- (3) 館長が指名する副館長
- (4) 広報連携センター長
- (5) 広報連携センター広報担当の研究教育職員
- (6) 管理部長
- (7) 博物館事業課長
- (8) 広報サービス室長
- (9) その他館長が必要と認めた者

2 前項第1号の構成員にかかる任期は2年とし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、広報連携センター長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、座長がこれを招集する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、管理部広報サービス室が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。